

福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者総合支援法（以下「法」という。）第5条に規定する共同生活援助事業（以下「障がい者グループホーム」という。）の設置費にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、法の趣旨に基づき、障がい者の地域での生活基盤である障がい者グループホームの設置費の一部を補助し、もって障がい者グループホームの利用を促進させ、障がい者の地域生活への移行を進めるとともに、障がい者グループホームの安定的な運営を通して本市における必要な提供体制が確保されることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 法第36条の規定に基づき、障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けることが見込まれる事業者であること。
- (2) 本市に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 役員のうち暴排条例第2条第2号に該当する者のあるもの
- (2) 役員のうち暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者のあるもの

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、共同生活住居を新設する場合、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、別表第2の(1)により算出された額を上限として、市長が定めるものとする。なお、サテライト型住居を新設する場合においては別表第2の(2)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、障害支援区分5もしくは6の利用者が入居定員の2割以上入居する予定の共同生活住居を新設する場合の補助金の額は、別表第2の(3)によるものとする。なお、当該共同生活住居を設置した日から起算して2か月以内（当該共同生活住居を設置した日が4月1日の場合、1か月以内）に、障害支援区分5も

しくは6の利用者が入居定員の2割以上入居しなかった場合における補助金の額は、別表第2の(1)によるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、既に設置している共同生活住居において新たに障害支援区分4から6の利用者が入居するにあたり、消防用設備の改修等が必要となった場合の補助金の額は、別表第3によるものとする。

4 第一項から前項までの規定にかかわらず、市営住宅活用事業において共同生活住居を新設する場合の補助金の額は、別表第4によるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の実施前に次の各号に掲げる書類を、補助金の交付対象となる障がい者グループホーム設置予定月の前月の10日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付申請書(様式1)
- (2) 収支計画書(様式2)
- (3) 事業計画書(様式3)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金交付決定通知書(様式4)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市障がい者グループホーム設置費補助事業実績報告書(様式5)
- (2) 収支報告書(様式6)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金確定通知書(様式7)により当該補助事業者に通知するものとする。

(入居の報告)

第11条 補助対象者は、共同生活住居の設置日(4月1日を除く。)から起算して2か月経過後10日以内に入居報告書(様式9)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、共同生活住居の設置日(4月1日に限る。)から起算して1か月経過後10日以内に入居報告書(様式9)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき。
- (3) 障がい者グループホームの指定を受けることができなかったとき。

- (4) 補助金の交付対象となる共同生活住居を設置してから5年以内に障がい者グループホームの指定を取り消されたとき。
- (5) 補助金の交付対象となる共同生活住居を設置してから6か月以内に障がい者グループホームを廃止したとき。
- (6) 期限内に前条に規定する入居報告書の提出がないとき。
- (7) 共同生活住居を設置した日（4月1日を除く。）から起算して2か月以内に、当該住居の利用定員の二分の一以上の数の利用者が契約（体験利用を除く。）しており、そのうち本市が障がい者グループホームの利用にかかる訓練等給付費の支給決定をした利用者が5割以上である事実その他運営の実態が確認できないとき。ただし、事業者の責によらないやむを得ない事情があると認められる場合については、この限りではない。
- (8) 共同生活住居を設置した日（4月1日に限る。）から起算して1か月以内に、当該住居の利用定員の二分の一以上の数の利用者が契約（体験利用を除く。）しており、そのうち本市が障がい者グループホームの利用にかかる訓練等給付費の支給決定をした利用者が5割以上である事実その他運営の実態が確認できないとき。ただし、事業者の責によらないやむを得ない事情があると認められる場合については、この限りではない。
- (9) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反したとき。

2 前項第7号及び第8号ただし書で定める事業者の責によらないやむを得ない事情とは、次に掲げる事情とする。

- (1) 利用予定者（利用契約を締結した者に限る。以下この項において同じ。）が死亡したとき。
- (2) 利用予定者が入院したとき。
- (3) 自然災害（被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」）の発生により、利用者の受け入れが困難であるとき。
- (4) 利用予定者が、当該住居の継続的な利用に移行しなかったとき。
- (5) 市長が、その他事業者の責によらないやむを得ない事情があると認めた場合

3 市長は、交付決定の全部または一部を取り消したときは、福岡市障がい者グループホーム設置費補助金の交付決定取消し通知書（様式8）により、補助対象者に通知するものとする。

4 市長は第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（施行の細目）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）及び福岡県障害者自立支援対策臨時特例基金条例に基づき実施される福岡県グループホーム・ケアホーム移行促進事業において補助

R2.4.1 改正

対象とされる経費については、当該補助事業が継続する間は、当該補助事業に交付申請し、当該補助金の交付額が別表の補助基準額に満たない場合に、その差額を交付するものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年5月1日以降の事業開始分から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第1

補助対象経費
障がい者グループホームの設置に要する以下の経費
1 備品購入費（共同生活住居における共用部分で使用する購入価格が税込1万円以上かつ、耐用年数が概ね2年以上の備品の購入費用）
2 礼金・保証料等（共同生活住居の賃貸借契約にかかる礼金・保証料等）
3 家賃（障がい者グループホームの開始前1か月分の家賃）
4 改修費・消防用設備（利用者の便宜に資すると認められる共同生活住居の改修経費及び共同生活住居の設置に伴う消防用設備にかかる経費）

別表第2

事業内容	補助対象経費	補助上限額
(1) 共同生活住居の新規設置((2),(3)を除く。)	1. 備品購入費 2. 礼金・保証料等 3. 家賃 4. 改修費・消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は150万円を超えないものとする。
(2) サテライト型住居の新規設置	1. 礼金・保証料等 2. 家賃 3. 改修費・消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は20万円を超えないものとする。
(3) 共同生活住居の新規設置(障害支援区分5若しくは6の利用者が入居定員の2割以上入居する場合。)	1. 備品購入費 2. 礼金・保証料等 3. 家賃 4. 改修費・消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は300万円を超えないものとする。

別表第3

事業内容	補助対象経費	補助上限額
既存の共同生活住居において消防用設備の改修等が必要となった場合	消防用設備	同一年度内における同一事業者への補助額の合計は250万円を超えないものとする。

別表第4

事業内容	補助対象経費	補助上限額
市営住宅活用事業における共同生活住居を新設する場合	1. 備品購入費 2. 改修費・消防用設備	補助額の合計は150万円を超えないものとする。